

障害のある人へ

相談…P.133 【総合支所…P.24・25】

※記事中の表記について (特)…特定非営利活動法人 (社福)…社会福祉法人 ☎…フリーダイヤル

障害のある人が利用できるサービス等を紹介
します。

障害のある人が利用できるサービス

障害に関する手帳

身体障害者手帳

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
障害者福祉課障害者給付係…………… ☎3578-2299
FAX3578-2678

身体に障害のある人が身体障害者手帳を申請する際は、指定医師の診断を受けた診断書・意見書(各総合支所区民課保健福祉係にあります)・写真・マイナンバーカード等が必要です。事前に区民課保健福祉係にお問い合わせください。

▶ **交付要件** 視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓)機能障害で日常生活に制限を受け、かつ身体障害者福祉法に定める程度の障害のある人

愛の手帳

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
障害者福祉課障害者給付係…………… ☎3578-2299
FAX3578-2678

知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じている人で、各種の援助を受けるため、愛の手帳の交付を希望する人は、下記へ直接電話で予約してください。

▶ **交付要件** 知能測定値、社会性、基本的生活等の障害の程度を年齢に応じて総合的に判定し、1～4度に区分し決定されます。なお、判定時の持ち物は電話予約時に確認してください。

18歳未満の人

港区児童相談所
南青山5-7-11 ☎5962-6500

18歳以上の人

東京都心身障害者福祉センター
新宿区神楽河岸1-1東京都飯田橋庁舎12～15階
☎3235-2961

精神障害者保健福祉手帳

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
障害者福祉課障害者給付係…………… ☎3578-2299
FAX3578-2678

精神に障害のある人が一定の障害にあることを証明するものです。この手帳が交付されることによりさまざまな支援が受けられますので、精神障害のある人が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

▶ 交付要件

申請により、精神障害のため、日常生活や社会生活に制限を受けている人に交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。申請に必要な診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6カ月を経過している必要があります。精神障害のため障害年金を受給している人は、診断書の代わりに年金証書の写し等で申請できます。

障害支援区分の認定

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
障害者福祉課障害者支援係…………… ☎3578-2462
FAX3578-2678

障害支援区分は、障害の特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。障害福祉サービスの利用を希望される場合は、障害支援区分の認定が必要です。

この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量等が決まります(サービスによっては、障害支援区分の認定が必要でない場合もあります)。

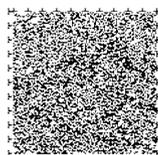
障害者総合支援法に基づくサービス

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
障害者福祉課障害者支援係…………… ☎3578-2462
障害者福祉課障害者相談支援担当…………… ☎3578-2826
FAX3578-2678

障害のある人へ



障害のある人が利用できるサービス



「介護給付」サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の生活に係る援助、通院の介助を行います。 ▶対象 障害支援区分1以上の人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者またはその他の障害者で常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、洗濯、掃除等の生活に係る援助、外出時の移動、通院等中の介護を総合的に行います。また、病院等に入院した場合に、コミュニケーションやその他の必要な支援を行います。 ▶対象 障害支援区分4以上で所定の項目に該当する人（原則18歳以上の人）
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上の困難さがあり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護および外出時における介護を行います。 ▶対象 障害支援区分3以上で所定の項目に該当する人
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 ▶対象 障害支援区分1以上の人
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある人ならびに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人につき、サービスを包括的に行います。 ▶対象 障害支援区分6で所定の項目に該当する人
療養介護	長期入院による医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院と併せて機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。 ▶対象 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分6の人および筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって障害支援区分5以上の人
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 ▶対象 障害支援区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上の人および年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上の人
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活に関する相談および助言その他の日常生活の支援を行います。 ▶対象 障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人

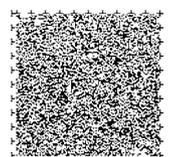
「訓練等給付」サービス

サービス名	サービス内容
宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人に、一定期間、居住の場を提供し、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者に、一定の期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障害者に、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望する65歳未満の障害者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	雇用契約の締結等により就労の機会や生産活動の機会を提供し、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	就労の機会や生産活動の機会を提供し、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います（雇用契約に基づく就労が困難である障害者が対象）。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、一般企業に新たに雇用された人に対し、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関との連絡調整を行い、就労の継続を図るため、相談や指導、助言等の支援を行います。
自立生活援助	自宅で自立生活を営む人に、定期的な巡回や訪問、必要な情報提供や助言、相談や関係機関との連絡調整等を行い、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

障害のある人へ



障害のある人が利用できるサービス



児童福祉法に基づくサービス

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
 障害者福祉課障害者支援係…………… ☎3578-2462
 障害者福祉課障害者相談支援担当…… ☎3578-2826
 FAX3578-2678

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害状態で外出することが著しく困難である障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

サービスを利用するには

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照

障害福祉サービス等を利用するためには、各総合支所区民課保健福祉係に相談し、申請した後、相談支援事業者でのサービス等利用計画の作成が必要です。

サービスの利用額

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
 障害者福祉課障害者事業所支援係…………… ☎3578-2667
 FAX3578-2678

利用額は、原則として、サービス費用の1割が負担となります。ただし、所得に応じて区分が分けられ、それぞれ負担の上限額が決まっています。

介護給付費および訓練等給付費ならびに障害児通所給付費および障害児入所給付費に係る所得区分および負担上限月額

所得区分	対 象		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	区民税非課税世帯		0円
一般1	区民税課税世帯 区民税所得割額16万円(障害児にあつては、28万円) 未滿の者に限り、20歳以上の施設入所者を除く。	施設入所者以外	【障害児】 4600円 【障害者】 9300円
		20歳未滿の施設等入所者	9300円
一般2	区民税課税世帯で一般1に該当しない人		3万7200円

※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

利用額の軽減

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
 障害者福祉課障害者事業所支援係…………… ☎3578-2667
 FAX3578-2678

利用額は、所得に応じて月額の上限が決められていて、負担が軽減されます。

- 障害者の負担上限月額は、「本人とその配偶者」の所得で判断します。
- 障害児の負担上限月額は、保護者の属する住民基本台帳での世帯の所得で判断します。

高額障害福祉サービス等給付費

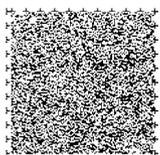
同一世帯に福祉サービス(障害福祉サービス、介護保険サービス、障害児通所支援、補装具等)を利用する者が複数いる場合や、世帯における利用者負担が基準額を上回る場合は、その差額を償還払い方式で支給します。

障害児通所支援に係る 多子軽減措置適用後の負担上限月額

就学前の児童が障害児通所支援を利用する場合に、所得や児童の人数により、第2子以降の児童の利用者負担額を軽減します。

幼児教育無償化

満3歳になって初めての4月1日から3年間、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等のサービスは、対象者の利用者負担額が無料となります。



療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費および 障害児入所医療費に係る所得区分および負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得1	1万5000円
低所得2	2万4600円
一般(一般1・一般2)	4万200円

相談拠点

※P.134「相談」も併せてご参照ください。

障害者基幹相談支援センターと 地域の相談拠点

障害者基幹相談支援センター(障害者福祉課内)
障害者福祉課障害者相談支援担当……☎3578-2826
FAX3578-2678

地域の相談拠点では、障害者の生活全般にわたる相談を受け付けます。相談内容からニーズを整理し、サービスの利用が必要な場合には、サービス等利用計画を作成し、利用調整等の必要な支援を行います。

障害者基幹相談支援センターでは、相談支援専門員の研修や人材育成を行う等、地域の相談拠点と連携を図り、広域的な調整を行います。

地域の相談拠点

相談支援事業者	連絡先/相談受付時間
障害保健福祉センター (ヒューマンぶらざ) 芝1-8-23	☎5439-8053 FAX5439-2514 月～土曜(祝日を除く) 午前9時～午後6時
新橋はつらつ太陽 新橋6-19-2	☎6809-1665 FAX3433-0197 月～金曜(祝日を除く) 午前9時～午後5時
精神障害者 支援センター (あいはーと・みなと) 高輪1-4-8	☎5449-6457 FAX5424-1391 月～金曜 午前9時～午後8時 土・日曜 午前9時～午後5時
障害者支援ホーム南麻布 南麻布4-6-13	☎6455-7827 FAX6455-7874 月～土曜(祝日を除く) 午前9時～午後6時

障害者虐待防止センター

障害者福祉課 障害者虐待防止センター相談ダイヤル
 ……………☎3578-2673

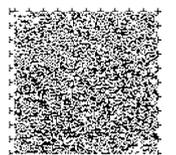
港区では、障害者虐待、権利の侵害の防止に努めています。虐待の早期発見・早期対応のために、障害者虐待防止センターに相談ダイヤルを設置しています。

※「虐待かもしれない」「虐待ではないかもしれないが障害者が心配」といった内容は個人で判断せずご連絡ください。通報者の秘密は厳守されます。

障害のある人へ



障害のある人が利用できるサービス



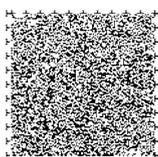
手当等

手当の種類	詳細	支給対象にならない人 (次の条件にあてはまる人は支給できません)	問い合わせ
心身障害者福祉手当 (区の制度)	身体障害者手帳1～3級の人、愛の手帳1～4度の人、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の人、難病の医療費助成を受けている人、精神障害者保健福祉手帳1級の人に手当が支給されます。手当の額は、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方は月額7750円、その他の人は月額1万5500円です。	(1)障害者となった年齢が65歳以上の人 (2)所得が一定以上の人 (3)児童育成(障害)手当を受給している人 (4)施設に入所している人	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2389
障害児福祉手当 (国の制度)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする人に月額1万5690円の手当が支給されます。	(1)施設に入所している人 (2)障害を事由とする公的年金を受給している人 (3)聴覚障害で補聴器および人工内耳の電源を切った状態で音声を識別できる程度の人 (4)本人または扶養義務者の所得が一定以上の場合は障害認定されても支給できません	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2389
特別障害者手当 (国の制度)	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする人に月額2万8840円の手当が支給されます。	(1)施設に入所している人 (2)病院・診療所に3カ月を超えて入院している人 (3)本人または扶養義務者の所得が一定以上の場合は障害認定されても支給できません	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2389
重度心身障害者手当 (都の制度)	次の項目に該当する人に月額6万円の手当が支給されます。 <ul style="list-style-type: none"> ●重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とし、著しい精神症状を有する人 ●重度の知的障害と重度の身体障害を重複して有する人 ●重度の肢体不自由であって、四肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する人 	(1)65歳以上の新規申請の人 (2)施設に入所している人 (3)病院・診療所に3カ月を超えて入院している人 (4)本人または扶養義務者の所得が一定以上の人	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2389

障害のある人へ

医療と保健

項目	詳細	問い合わせ
心身障害者の医療費助成 (都の制度)	<p>◎対象 身体障害者手帳1・2級(内部障害は1～3級)の人、愛の手帳1・2度の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人で医療保険に加入している人 ※所得・年齢による制限があります。</p> <p>◎医療を受ける場合 医療機関で診療を受けるときは「◎受給者証」と「保険証」を一緒に提示してください。</p> <p>◀一部負担金▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「◎受給者証」に(一部)・◎と書いてある人…1割負担 ●「◎受給者証」に◎と書いてある人…負担なし(入院時の食事代等は自己負担) <p>※◎受給者証は毎年9月1日に更新します。 ※治療用器具等を全額自己負担した場合は、加入している医療保険に保険給付の手続きを行い、その決定通知を添付して申請してください。 ※申請は各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)で受け付けます。</p>	国保年金課給付係 ☎3578-2640～2
自立支援医療 (更生医療)	身体障害者手帳の交付を受けた人(18歳以上)が、手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたり進行を防ぐ治療を行うとき、自己負担額が原則医療費の1割になります。世帯の所得水準に応じて、ひと月あたりの負担に上限を設けています。 ※一部所得制限があります。 ※東京都心身障害者福祉センターの判定等で必要と認められた場合に限りです。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2299



障害のある人が利用できるサービス

項目	詳細	問い合わせ
港区口腔 保健センター (みなと保健所2階)	障害者(児)を対象とした歯科診療を行っています。 ※事前に予約が必要です。	みなと保健所 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083
精神障害者社会 復帰援助事業 (デイケア)	こころの病気を持つ人が、集団生活を通して、社会や家庭で自立した生活を送れるように社会復帰の支援をしています。	みなと保健所 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照
精神障害者 家族会	こころの病気がある人の家族の集まりです。家族同士が同じ悩みを語り合うことでわかちあい、助け合いを通じて、地域で安心して生活できるための活動を行っています。	みなと保健所 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084
自立支援医療 (精神通院医療)	在宅で精神疾患のために通院している人に対して、通院のための医療費助成を行っています。年齢制限はありません。 ※小児精神障害者(満18歳未満)については入院医療費も助成しています。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2299

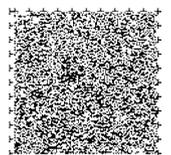
施設等の事業

項目	詳細	問い合わせ
地域活動支援 センター事業	在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図り、各種講座・講習の開催、障害に関する認識を深めるための普及啓発講座等を行います。 ◎対象 障害者手帳の交付を受けた区民等	障害保健福祉センター (ヒューマンぷらざ) ☎5439-2511
	地域生活支援事業 主に精神に障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるように支援し、社会復帰およびその自立と社会参加の促進を図ります。各種講座、講習会、地域交流等を行います。また、オープンスペースやくつろげる場所を提供します。 その他 ボランティアの育成・受け入れ、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。	精神障害者支援センター (あいはーと・みなと) ☎5449-6457
相談支援事業	障害福祉サービスの利用等に関する相談をお受けします。	精神障害者支援センター (あいはーと・みなと) ☎5449-6456
	次の4種類の相談をお受けします。 ①基本相談 ②専門相談(リハビリ・補装具・住宅改造等に関する相談) ③専門医相談 ④計画相談支援(サービス等利用計画の立案)	障害保健福祉センター (ヒューマンぷらざ) ☎5439-8053
	次の3種類の相談をお受けします。 ①基本相談 ②地域相談(地域移行支援・地域定着支援) ③計画相談(サービス等利用計画)	障害者支援ホーム南麻布 (ホーム南部坂ありす) ☎6455-7797
	(1)総合相談 お子さんの発達に関する相談を受けます。また、お子さんの状況に合わせて個別支援や小集団による支援を行います。 (2)計画相談支援・障害児相談支援 障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用に向けての相談と、障害児支援利用計画の作成を行います。 ◎対象 0～18歳未満の乳幼児および児童	児童発達支援センター (ばお) ☎6277-3106
発達障害者支援室	区内在住の発達障害について気になることがある18歳以上の人およびその家族の相談窓口です。 (1)相談事業 18歳以上の発達障害の悩みについて、専門職がお話を伺います。その後、必要に応じて相談の継続または適切な機関への紹介を行います。 (2)居場所支援 自分らしく過ごせる居場所を提供します。利用には事前に相談の上、登録が必要です。 (3)家族会 ご家族の居場所作りを目的とした少人数の集まりです。利用には、事前申し込みが必要です。	発達障害者支援室 (障害保健福祉センター内) ☎5439-8077

障害のある人へ

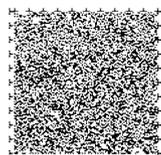


障害のある人が利用できるサービス





項目	詳細	問い合わせ	
就労継続支援 B型事業	一般企業等に就職することが困難な知的障害者に生産活動を提供し、地域社会で豊かな生活を送れるよう自立を支援します。 ◎対象 18歳以上の知的障害者で原則として単独通所が可能であり、かつ、作業能力があるまたは期待できる人	障害保健福祉センター (みなとワークアクティ) ☎5439-8057	
	18歳以上で、一般企業等に就職することが困難な精神障害者に作業を提供し、地域社会で豊かな生活を送れるよう自立を支援します。 ◎対象 18歳以上で就労継続支援B型の支給決定を受けた精神障害者	精神障害者支援センター (あいはと・みなと) ☎5449-6458	
自立訓練 (機能訓練)	障害者総合支援法に基づき、身体機能・生活能力の維持・向上を図り、地域で自立した生活を営むために一定の期間、必要な機能訓練その他の援助を行います。 ◎対象 18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた区民 ※原則として、65歳以上の介護保険対象者を除く	障害保健福祉センター (ヒューマンぶらざ) ☎5439-2511	
機能訓練	在宅で身体に障害のある児童や、言語に障害のある人に対し、機能の維持回復を図り、日常生活がより自立し、社会生活が充実するよう、訓練を行います。 (1) 高次脳機能障害者機能訓練 18歳以上で脳血管障害等により、高次脳機能障害や言語障害と診断された区民(自立訓練の対象者を除く) (2) 障害児機能訓練 18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けた区民		
生活体験 プログラム事業	生活支援が必要な障害者に向けて、「衣・食・住」を中心に、基本的な生活習慣を身につけながら、社会復帰に向けた支援を行います。週3日、3ヵ月を1クールとして開催します。	精神障害者支援センター (あいはと・みなと) ☎5449-6455	
生活介護事業	生活全般の支援、運動・作業・レクリエーション等、社会生活の経験の場を提供し、生活習慣の確立、身体機能の維持および社会的自立が図れるよう支援します。 ◎対象 18歳以上の知的障害者で通所が可能の人(15歳以上18歳未満の人については個々の事情により利用することができます)	障害保健福祉センター (工房アミ) ☎5439-8059	
生活介護及び 施設入所支援	施設における生活の支援を行うことで、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにします。 ◎対象 障害者支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)の身体障害者で、受給者証を持っている人(重複障害者、医療的ケアの必要な障害者を含む)	障害者支援ホーム南麻布 (ホーム南部坂ありす) ☎6455-7797	
短期入所	在宅の常時介護を必要とする障害者(児)のいる家庭で、介護を行う者の疾病その他の理由がある場合に、短期間、夜間も含め、それぞれの障害にあわせて障害者(児)の入浴、排せつまたは食事等の介護を行います。	障害保健福祉センター (ヒューマンぶらざ) ☎5439-2517	
		障害者支援ホーム南麻布 (ホーム南部坂ありす) ☎6455-7797 精神障害者支援センター (あいはと・みなと) ☎5449-6455	
放課後等 デイサービス	児童福祉法に基づき、放課後または休業日に、障害のある児童に対して生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。 ◎対象 学校に就学している重症心身障害児(医療的ケアの必要な障害児を含む)	障害保健福祉センター (ヒューマンぶらざ) ☎5439-8075	
障害児通所 支援事業	(1) 児童発達支援(3~5歳児) 児童発達支援センターに通所し、日常生活動作・遊び・コミュニケーション等を支援します。週5日のクラス(日々通園)、週2日のクラス(指定日通園)、グループ支援、個別支援を行っています。	児童発達支援センター (ばお) ☎6277-3106	
	(2) 放課後等デイサービス(小学生以上) お子さんの状況に合わせて心理士、作業療法士、言語聴覚士、支援員による個別支援や小集団による支援を行います。社会性やコミュニケーションスキルを伸ばすことをめざします。		月1~2回程度 (月曜日から土曜日)
	(3) 保育所等訪問支援 保育園、幼稚園、学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。		月2回程度
	(4) 居宅訪問型児童発達支援 外出が困難なお子さんに対して、ご自宅を訪問し、遊びを通してさまざまな経験を積み重ね発達支援を行います。		月2回程度
重症心身障害者 通所事業	在宅の身体および知的な重複障害のある重症心身障害者(医療的ケアが必要な人を含む)が、家族とともに地域社会の中で生活できるように、必要な支援を行います。実施場所は指定生活介護事業所「新橋はつらつ太陽あおぞら」です。	障害者福祉課障害者支援係 ☎3578-2458	
重度障害児の日中 一時支援事業	地域の児童館等の施設利用が難しい重度障害児(医療的ケア児を除く)が学校の長期休業中に安全に安心して過ごせる場所を提供し、専門スタッフがレクリエーション等の集団活動の支援を行います。	障害者福祉課障害者支援係 ☎3578-2825	
障害者(児)日中 一時居場所提供事業	障害者(児)を対象に、主に日中活動後や学校下校後から、家族が職場から帰宅する時間において、障害者(児)の日中における活動の場を施設等に確保し、見守りや余暇活動等の支援を行います。	障害者福祉課障害者支援係 ☎3578-2825	



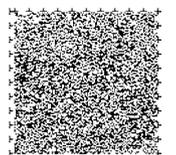
介護・派遣

項目	詳細	問い合わせ
移動支援事業	<p>社会生活上必要な外出および余暇活動等の社会参加のために円滑に外出できるよう、1日で終了する範囲で介護者が付き添い等の支援を行います。</p> <p>◎対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児(就学児以上) 難病患者等 <p>※ただし、他の福祉サービスと併せての利用ができない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>◎サービスの利用額 利用額は、原則として、サービス費用の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて区分が分けられ、それぞれ負担の上限額が決まっています。所得区分が生活保護、低所得の人の負担額は無料となります。</p> <p>◎サービスを利用するには 各総合支所区民課保健福祉係に申請してください。</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者事業所支援係 ☎3578-2667</p>
重度脳性まひ者 介護事業	<p>20歳以上の重度の脳性まひ者で身体障害者手帳1級の人への家族の介護に対して、月12回まで助成を行います。(ただし、障害者総合支援法における障害福祉サービス(短期入所を除く)との併給はできません)</p>	<p>障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2460</p>
重度身体障害者 (児)居宅生活 支援事業	<p>たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアの必要な人が、登録事業者による医療保険の訪問看護と併せて、障害者総合支援法に基づく居宅介護等および地域生活支援事業の移動支援を利用する場合に、看護師によるサービスが受けられます。</p> <p>◎対象 次の全てに該当する人(介護保険の要介護認定を受けている人を除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級または2級の人 居宅介護等を利用する人 たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用する人 <p>◎自己負担金 障害者総合支援法のサービス提供に係る利用者負担額、移動支援に関わる交通費および入館料等</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者事業所支援係 ☎3578-2667</p>
重症心身障害児 (者)等在宅レス パイト等事業	<p>医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行っている重症心身障害児(者)等について、自宅に看護師または准看護師を派遣し、家族に代わり一定時間、医療的ケアおよび療養上のお世話をし、家族の介護にかかる負担の軽減と就労の支援促進を図ります。</p> <p>◎対象 次の全てに該当する人(介護保険の要介護認定を受けている人を除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> 重度の知的障害(愛の手帳1・2度程度)があり、重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級)がある人、または、以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童 <ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器管理 気管内挿管、気管切開 鼻咽喉頭エアウェイ 酸素吸入 頻回の吸引6回/日以上 ネブライザー6回/日以上または継続使用 中心静脈栄養(IVH) 経管(経鼻・胃ろうを含む) 腸ろう、腸管栄養 継続する透析(腹膜灌流を含む) 定期導尿3回/日以上(人工膀胱を含む) 人工肛門 家族等による在宅介護を受けて生活している人 看護による医療的ケアを受けている人または必要としている人 <p>◎自己負担金 世帯の収入と利用時間に応じ、1回あたり0~3000円の利用者負担があります。</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2646</p>
入浴サービス	<p>家庭において入浴することが困難な人で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の人に、原則週2回の巡回入浴サービスまたは、施設入浴サービスを行っています。精神障害者保健福祉手帳1・2級の方は、家族入浴が利用できます。</p>	<p><施設入浴サービス> 各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害保健福祉センター ☎5439-2511 新橋はつらつ太陽 ☎3433-0181 <巡回入浴サービス> 各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照</p>

障害のある人へ



障害のある人が利用できるサービス

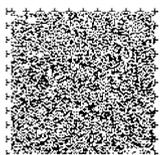


意思疎通支援

項目	詳細	問い合わせ
手話通訳者 設置事業	<p>行政手続き・相談等を行う上で手話通訳を必要とする人は、手話通訳者による手話通訳サービスを利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象 聴覚または音声・言語機能障害等のためにコミュニケーション支援が必要な人 利用可能日 月～金曜（祝日を除く） 利用方法 区役所1階の手話通訳者に直接お申し出ください。 ※総合支所へ来庁の人は、遠隔手話通訳サービス事業をご利用ください。 利用料 無料 	<p>障害者福祉課 障害者支援係 ☎3578-2460 FAX3578-2678</p>
手話通訳・ 要約筆記の 派遣等	<p>（社福）港区社会福祉協議会による手話通訳者の派遣 日常生活に手話通訳を必要とする人に「港区社会福祉協議会」に登録している手話通訳者を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象 聴覚または音声・言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けた人 利用方法 「港区社会福祉協議会」に登録し、直接申請 内容 日常生活活動範囲内 ただし、営業活動・政治活動・宗教活動に関することは、派遣対象外 利用料 無料 (ただし、通訳活動中にかかる交通費・入場料等は、実費を利用者に負担していただきます。) 申し込み・問い合わせ (社福) 港区社会福祉協議会 生活支援係 〒106-0032 六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階 ☎6230-0282/FAX6230-0286 <p>東京手話通訳等派遣センターによる手話通訳者・要約筆記者の派遣 手話通訳や要約筆記を必要とする人に「東京手話通訳等派遣センター」に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ※警察・裁判等、特に専門的な技術を必要とする場合は、「東京手話通訳等派遣センター」へご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象 聴覚または音声・言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けた人 利用方法 「東京手話通訳等派遣センター」に直接、申し込んでください。 内容 日常生活活動範囲内 ただし、営業活動・政治活動・宗教活動に関することは、派遣対象外 利用料 無料 (ただし、派遣に要する交通費・入場料等は、実費を利用者に負担していただきます。) 申し込み・問い合わせ 東京手話通訳等派遣センター 〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階 ☎3352-3335/FAX3354-6868 	<p>(社福) 港区社会福祉協議会 東京手話通訳等派遣センター 障害者福祉課 障害者支援係 ☎3578-2460 FAX3578-2678</p>
遠隔手話通訳 サービス事業	<p>区立施設に来庁し、行政手続き・相談等を行う上で、手話通訳を必要とする人は、設置しているタブレット端末や二次元コードを利用した遠隔手話通訳サービスを受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象 聴覚または音声・言語機能障害等のためにコミュニケーション支援が必要な人 利用方法 タブレット端末は区役所本庁舎・各総合支所・三田図書館・障害保健福祉センター・子ども家庭総合支援センター・港区社会福祉協議会の窓口でご利用いただけます。 タブレット型端末が必要な人は窓口にお申し出ください。 二次元コードは、区立施設に設置されているものをご自身のスマートフォン等で読み取り、ご使用ください。 サービス機能 ①遠隔手話通訳機能 ②音声文字化機能（タブレット端末のみ） ③手書き機能（タブレット端末のみ） 利用料 無料 (ただし、二次元コードの利用については、通信料がかかる場合があります。) 申し込み 各区立施設の窓口 	<p>障害者福祉課 障害者支援係 ☎3578-2460 FAX3578-2678</p>

障害のある人へ

障害のある人が利用できるサービス



項目	詳細	問い合わせ
代理電話サービス	<p>区役所や病院等へ連絡が必要な場合に、遠隔地にいる手話通訳者が代理で電話をかけます。</p> <p>◎対象 聴覚または音声・言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けた人</p> <p>◎利用方法 障害者福祉課へ申請し、取得したスマートフォンアプリのIDのチャット機能・テレビ電話機能を利用します。(対応アプリ:FaceTime,Skype,LINE,webRTC)</p> <p>◎利用料 無料 (ただし、通信料がかかる場合があります。)</p>	<p>障害者福祉課 障害者支援係 ☎3578-2460 FAX3578-2678</p>
視覚障害者向け代理確認サービス	<p>視覚障害者に対して、テレビ電話により、郵便物や衣服等の確認を行い、日常生活を遠隔サポートします。</p> <p>◎対象 視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けた人</p> <p>◎利用方法 障害者福祉課へ申請し、専用ブラウザのIDを取得し、ご自身のスマートフォン等で利用します。</p> <p>◎利用料 無料 (ただし、通信料がかかる場合があります。)</p>	<p>障害者福祉課 障害者支援係 ☎3578-2460 FAX3578-2678</p>
失語症者へのコミュニケーション支援者派遣	<p>失語症によりコミュニケーションが難しい人にコミュニケーション支援者を派遣して、言葉の不自由を補いながら社会参加を支援します。</p> <p>◎対象 身体障害者手帳の交付を受けた失語症者または医師の診断書により失語症が確認できる人</p> <p>◎利用方法 障害者福祉課に登録をし、直接申し込んでください。</p> <p>◎内容 日常生活活動範囲内 ただし、営業活動・政治活動・宗教活動に関することは、派遣対象外</p> <p>◎利用料 無料 (ただし、派遣に要する交通費・入場料等は、実費を利用者に負担していただきます。)</p>	<p>障害者福祉課 障害者支援係 ☎3578-2460 FAX3578-2678</p>

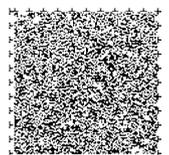
交通費負担の軽減

項目	詳細	問い合わせ												
タクシー利用券の給付	<p>障害者(児)等で歩行困難な人で、次のいずれかに該当する人にタクシー利用券を給付します。なお、自動車燃料費助成(P.130)との併給はできません。</p> <p>◎対象</p> <p>(1)身体障害者手帳の交付を受けた、下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1・3級の人</p> <p>(2)愛の手帳1・2度の人</p> <p>(3)精神障害者保健福祉手帳1級の人</p> <p>(4)在宅において日常的に、次の医療的ケアを受けている児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器管理 ・気管内挿管・気管切開 ・鼻咽頭エアウェイ ・酸素吸入 ・1日6回以上の頻回の吸引 ・ネブライザーを1日6回以上または継続使用 ・中心静脈栄養(IVH) ・経管(経鼻・胃ろうを含む) ・腸ろう・腸管栄養 ・継続する透析(腹膜灌流を含む) ・定期導尿1日3回以上(人工膀胱を含む) ・人工肛門 <p>◎内容 新規の場合、申請月によって支給額が異なります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">◎給付額</th> </tr> <tr> <th>申請月</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4～6</td> <td>5万2000円</td> </tr> <tr> <td>7～9</td> <td>3万9000円</td> </tr> <tr> <td>10～12</td> <td>2万6000円</td> </tr> <tr> <td>1～3</td> <td>1万3000円</td> </tr> </tbody> </table>	◎ 給付額		申請月	支給額	4～6	5万2000円	7～9	3万9000円	10～12	2万6000円	1～3	1万3000円	<p>各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2389</p>
◎ 給付額														
申請月	支給額													
4～6	5万2000円													
7～9	3万9000円													
10～12	2万6000円													
1～3	1万3000円													

障害のある人へ

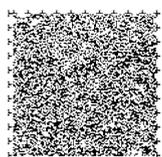


障害のある人が利用できるサービス





項目	詳細	問い合わせ											
自動車燃料費助成	<p>障害者(児)等の使用する自動車の燃料費の一部を助成します。その障害者等が保有またはその障害者(児)等と生計を同一にする人が保有する自動車を障害者(児)等のために使用する場合対象になります。なお、タクシー利用券(P.129)との併給はできません。</p> <p>◎対象 次のいずれかに該当する人 (1)身体障害者手帳の交付を受けた、下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1・3級の人 (2)愛の手帳1・2度の人 (3)精神障害者保健福祉手帳1級の人 (4)在宅において日常的に、次の医療的ケアを受けている児童 ・人工呼吸器管理 ・気管内挿管・気管切開 ・鼻咽頭エアウェイ ・酸素吸入 ・1日6回以上の頻回の吸引 ・ネブライザーを1日6回以上または継続使用 ・中心静脈栄養(IVH) ・経管(経鼻・胃ろうを含む) ・腸ろう・腸管栄養 ・継続する透析(腹膜灌流を含む) ・定期導尿1日3回以上(人工膀胱を含む) ・人工肛門</p> <p>◎内容 新規申請時には、車検証で所有者の確認をします。領収書を添えて請求できるのは、年1回です。</p>	<p>◎給付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4～6</td> <td>5万2000円</td> </tr> <tr> <td>7～9</td> <td>3万9000円</td> </tr> <tr> <td>10～12</td> <td>2万6000円</td> </tr> <tr> <td>1～3</td> <td>1万3000円</td> </tr> </tbody> </table>	申請月	支給額	4～6	5万2000円	7～9	3万9000円	10～12	2万6000円	1～3	1万3000円	<p>各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2457</p>
申請月	支給額												
4～6	5万2000円												
7～9	3万9000円												
10～12	2万6000円												
1～3	1万3000円												
福祉キャブの運行	<p>65歳以下で次のいずれかに該当する人を対象に、車いすやストレッチャーのまま乗降できる昇降装置付きタクシーを運行しています。</p> <p>◎対象 (1)身体障害者手帳の交付を受けた、下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害1・3級の人 (2)愛の手帳1・2度の人</p> <p>◎運行時間 24時間</p> <p>◎利用範囲 原則東京都内(発着地のいずれかが23区、武蔵野・三鷹地区)</p> <p>◎利用料金 普通車タクシーと同額</p> <p>※利用にあたっては、事前に窓口で登録を行い発行された利用カードにある登録番号を委託業者に告げ、日時の予約をすることが必要です。希望日の1カ月前から受け付けています。</p> <p>※介助者を依頼した場合、介助者1人の利用料のうち、半額を助成します。</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2299</p>											
緊急移送サービス	<p>福祉キャブ利用登録をしている人が、夜間の緊急時等福祉キャブの利用が困難な場合に、民間救急事業者の車両(福祉キャブと同等の昇降装置付タクシー)を利用できます。</p> <p>◎利用方法 福祉キャブと同じ(ただし、原則当日申し込み)</p> <p>◎費用 ハイヤー料金と同額ですが、7000円を限度に利用料金の70パーセントを助成します。車いす・寝台の利用料金全額を助成します。</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2299</p>											
都営交通の無料バス、交通運賃の割引	<p>都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)を利用するとき、無料バスを提示すると料金が無料になります(シルバーパス所持者を除く)。</p> <p>(1)身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳(特別項症～第6項症・第1款症～第5款症)、原爆被爆者健康手帳(厚生労働大臣の認定を受けた人および健康管理手当受給者)をお持ちの人 →各総合支所区民課保健福祉係へ。 また、JR、民営バス、航空機等の運賃が割引になる場合があります。</p> <p>(2)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 →23区内の都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所へ。 また、民営バスの運賃が割引になる場合があります。</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2299</p>											
有料道路通行料金の割引	<p>身体障害者手帳の交付を受けた人が自ら運転する場合や、身体障害者手帳、愛の手帳に第一種と表示されている人を乗せて介護者が運転する場合に、有料道路通行料金が半額になります(本人または家族等の所有する乗用車1台または排気量125ccを超える二輪自動車・営業用法人所有の車を除く)。</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2389</p>											



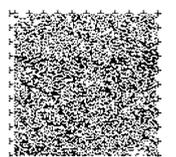
日常生活の援助・各種給付等

項目	詳細	問い合わせ
補装具費の支給	身体障害者手帳の交付を受けた人または難病等の人、日常生活を送るために必要な補装具(車いす・補聴器・上下肢装具・盲人安全つえ・姿勢保持装置等)の交付・修理・貸与の費用を支給します。 ※原則給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて、負担上限月額があります(生活保護、低所得の人は無料です)。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2299
日常生活用具の給付・住宅設備改善費の給付	日常生活用具の給付 区内に居住する在宅の障害者(児)および難病患者等に対し、入浴補助用具・便器・特殊便器・特殊マット・歩行支援用具・自動消火装置・特殊寝台・特殊尿器・移動用リフト・体位変換器・ネブライザー・電気式たん吸引器・パルスオキシメーター等を給付し、日常生活の便宜を図ります。 住宅設備改善費の給付 区内に居住する在宅の重度の身体障害者(児)および難病患者等に対し、住宅設備改善費(小規模住宅改修・屋内移動設備・ホームエレベーター等)を給付し、日常生活の便宜をはかります。 ※いずれも原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて、負担上限月額があります(生活保護、低所得の人は無料)。また障害の種類や程度により給付できるものが決められています。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2299
理美容サービス	重度心身障害者手当を受給している人、身体障害者手帳の下肢または体幹障害1級の人、および愛の手帳1度の人に、年6回の出張理美容サービスを行います。 ※1回500円の利用者負担があります。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2299
寝具乾燥等消毒	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた、寝具乾燥が困難な人に、年12回寝具の乾燥消毒を行います。そのうち2回は水洗いを行います。 ※サービス内容に応じた利用者負担があります。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2460
紙おむつの給付・おむつ代の助成	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級で紙おむつが必要な3歳以上65歳未満の人に、紙おむつを給付します。 ※月500円の利用者負担があります。 ※入院している場合、おむつ代を月額1万2000円を限度に助成します。 ※介護保険の対象となる人は含まれません。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2299
無料入浴券給付	70歳未満で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または被爆者健康手帳の交付を受けた人に無料入浴券を給付します(年間52枚…申請月により異なります)。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2460
徘徊探索支援	知的障害者等が徘徊し居所不明となった場合、24時間体制で探索サービスを行い、その場所を家族等にお知らせします。 ◎対象 中度以上の知的障害者または自閉症の人で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者 ※月500円および現場急行サービス(1回3000円)の利用者負担があります。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2457
救急通報システム	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたひとり暮らし等の人、難病にり患しているひとり暮らし等の人、家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間トイレのドアの開閉がない場合に、専門の警備員が出勤して、安否の確認および救助等を行います。なお、利用者負担はありません。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2457

障害のある人へ



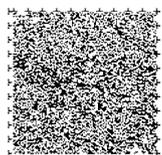
障害のある人が利用できるサービス





項目	詳細	問い合わせ
家具転倒防止器具等助成制度	災害時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的として、家具転倒防止器具等助成制度を実施しています。 →「いざというときのために」(P.10)を参照	各総合支所協働推進課 協働推進係 P.24・25参照 防災課地域防災支援係 ☎3578-2516
家具転倒防止器具等取付支援制度	「家具転倒防止器具等助成制度」により器具の助成を受けた障害者世帯を対象に、取り付けの支援をします。 →「いざというときのために」(P.10)を参照	各総合支所協働推進課 協働推進係 P.24・25参照 防災課 地域防災支援係 ☎3578-2516
災害時避難行動要支援者登録事業	災害時に自分で避難することが難しい人(災害時避難行動要支援者)を対象に、地域の助け合いに活用する災害時避難行動要支援者登録名簿を作成し、所管の消防署、警察署、民生委員・児童委員、町会・自治会等に提供します。 →「いざというときのために」(P.11)を参照	防災課地域防災支援係 ☎3578-2516
救急医療情報キット	かかりつけ医療機関・服薬内容・持病等、救急時に必要な情報をキット(専用の容器)に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時(119番出動)に備えます。キットは、申し込みをした人に無料で配布します。 →「いざというときのために」(P.13)を参照	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照
配食サービス	65歳未満で食事の調理が困難な身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に栄養のバランスのとれた昼食または夕食を、週7回までご自宅にお届けし、同時に安否確認を行います。 ◎対象 (1)ひとり暮らしの人 (2)障害者のみの世帯の人 (3)障害者と高齢者のみの世帯の障害者 ※1食300～480円の利用者負担があります。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2460
福祉車両(車いす同乗用)購入費の助成	福祉車両(車いす同乗用)購入費用の一部を助成します。 ◎対象 区内に住所があり、次のいずれにも該当する人 (1)身体障害者手帳所持者で常時車いす利用の人およびその同居の親族(身体障害児にあつては保護者およびその同居の親族) (2)前年の所得が所得制限内の人 (3)助成対象者が所有する営業用でない福祉車両を購入すること ◎助成金額 30万円を限度とします。所得制限があります。 ※福祉車両購入前に申請が必要です。 ※福祉車両に同乗する人が施設に入所している場合は、対象になりません。 ※この事業による助成を過去7年間に受けた人は対象になりません。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2460
自動車改造費の助成	運転免許証を有する身体障害者が、就労等に伴い自動車を取得する場合、自動車の改造に要する経費の一部を助成します(所得制限があります)。 ◎対象 区内に居住し、次のいずれにも該当する人 (1)下肢または体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人 (2)就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある人 (3)本人または扶養義務者の前年の所得が所得制限内の人 ◎助成金額 13万3900円を限度とします。 ※改造前に申請が必要です。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2460
自動車運転免許取得費の助成	身体障害者が第1種運転免許を取得する場合、取得費用の一部を助成します。 ◎対象 区内に引き続き3カ月以上居住し、次のいずれにも該当する人 (1)前年の所得税年額が40万円以下の人 (2)運転免許適性試験合格者 (3)身体障害者手帳3級以上の人、歩行困難で内部障害4級以上の人、下肢または体幹にかかる障害5級以上の人、愛の手帳4度以上の人 ◎助成金額 16万4800円を限度とします。 ※自動車学校入校前に申請が必要です。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2460

※車いすの貸し出し、福祉サービス利用援助事業等の(社福)港区社会福祉協会が行う福祉サービスは、P.119を参照してください。



項目	詳細	問い合わせ
NHK受信料の減免	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人がいる住民税非課税の世帯や、視覚・聴覚障害者や重度の障害者が世帯主の世帯は、NHK受信料の減免が受けられます。	各総合支所区民課 保健福祉係 P.24・25参照 障害者福祉課 障害者給付係 ☎3578-2457

住まい

障害者住宅運営事業

障害者福祉課障害者施設係…………… ☎3578-2694
FAX3578-2678

障害者のみまたは障害者を含む世帯で住宅に困窮している人に対し、バリアフリー仕様の住宅を提供します。

区立障害者住宅シティハイツ竹芝

芝1-8-23

対象

次の全ての要件を満たす人

- (1)身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳(第1号表ノ3第一款症以上)の交付を受けた人、原爆被爆者のうち厚生労働大臣の認定書の交付を受けた本人またはその人がいる世帯
- (2)区内に3年以上居住していること
- (3)住宅に困窮していること
- (4)住民税を滞納していないこと
- (5)所得が基準内であること
- (6)単身者用入居者は、自立した生活が営めること

申込方法

空室が生じた時点で、公募します。

教育

都立特別支援学校

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課
東京都特別支援教育推進室…………… ☎5228-3433

→「障害のある子どもの教育」(P.72)を参照

仕事

障害者の就労および就業支援

(特)みなと障がい者福祉事業団…………… ☎5439-8062
FAX5439-2515

みなと障がい者福祉事業団は、就業機会の拡大を通じて障害者の自立を促進することを目的としたNPO法人で、区の就労支援センターとしての役割を担っています。障害者の企業等への就労の支援および障害者への就業機会の提供を行います。

▶ 就労支援事業について

区では、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を行っています。

区内在住の障害者で、一般企業への就職を希望している人またはすでに就職している人を対象としています。

相談(予約制)

本人や家族と面談を行い、就業に関する相談や、職場の相談に応じています。また、企業等からの障害者雇用に関する相談にも応じています。

就職準備支援

面接や実習を通じて、本人の希望や適性等を把握するとともに、仕事に就くために必要な能力を身につけるための支援を行います。

職場開拓・職場実習支援

ハローワークと連携した求人情報の提供や通勤の練習、企業実習の付き添い等の支援を行います。

職場で働きつづけるための支援

事業所、本人、家族との相談窓口として、定期的または随時に職場を訪問する等、安定して働き続けることができるよう支援します。

離職時の支援

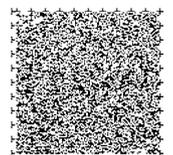
離職に至った場合には、各種手続の支援や再就職に向けた支援を行います。

生活面の支援

日常生活、健康管理、金銭管理、対人関係、余暇の活用、福祉サービスの利用等、生活上のさまざまな問題に関する相談に応じています。また、仲間作りの応援や職業生活の充実を図ることを目的に、イベントの実施、余暇情報の提供等を行っています。

▶ 就業に向けた訓練の場の提供

障害者に就業機会を提供することを目的として、事業団では次の事業を行っています。区内在住で18歳以上の障害者が対象です。利用登録し、事業団が提供する就業訓練や業務に従事します。



◎業務内容

- 受付案内…施設の受付案内業務
- 売店業務…区役所1階区民ラウンジにある福祉売店の販売等業務
- 花壇等維持管理業務…施設の花壇等の維持管理業務
- 清掃業務…区立施設等の館内清掃業務
- 喫茶業務…生涯学習センター1階にある福祉喫茶の接客や食器洗浄等の業務
- ベーカリー業務…地下鉄大門駅構内にあるベーカリーの接客や販売、パンの焼成業務
- はり・マッサージ…視覚障害者福祉協会会員が実施

障害者サービスの苦情申立て

障害者サービス苦情解決委員会 「ヒューマンほっとライン」

障害者福祉課障害者相談支援担当(苦情解決に関すること)
…………… ☎3578-2826

障害者福祉課障害者福祉係(委員会運営に関すること)
…………… ☎3578-2386
FAX3578-2678

港区における障害者サービス提供事業所等の障害福祉サービスに関する苦情について、専門的、第三者的な立場で、解決方法を考えます。弁護士、学識経験者、民生委員・児童委員、医師、区民で構成する委員会が、申立てについて検討し、区長にその解決策を報告します。

障害のある人へ



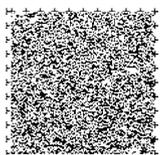
障害のある人が利用できるサービス／相談

相談

福祉・障害者等

相談名	相談内容	相談場所	申し込み・問い合わせ	相談員
福祉相談	身体障害者手帳の申請受け付け、精神障害者保健福祉手帳や医療費助成の申請受け付け、障害のある人に対する各種サービスの案内や受け付けを行っています。		各総合支所区民課保健福祉係 芝地区 ☎3578-3161 / FAX3578-3183 麻布地区 ☎5114-8822 / FAX3583-0892 赤坂地区 ☎5413-7276 / FAX3402-8192 高輪地区 ☎5421-7085 / FAX5421-7613 芝浦港南地区 ☎6400-0022 / FAX5445-4590	身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 区職員
乳幼児の発達・精神障害等の相談	乳幼児の発達の遅れ、しつけ上の問題等に医師・保健師・栄養士等が相談に応じています。精神障害者やこころの病気のある人の相談や支援も行っています。	みなと保健所	健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 / FAX3455-4539	医師 保健師 栄養士等

※ P.123「相談拠点」も併せてご参照ください。



情報

広報みなと(点字版・デージー版)

区長室広報係…………… ☎3578-2036
FAX3578-2034

視覚障害者にも広報紙の内容が届くように、点字版「広報みなと」と、「声の広報みなと」(デージーCD)を毎号、区内在住の身体障害者手帳1～4級程度の視覚障害者等で希望する人に無料で郵送しています。

また、都は、「広報東京都」(点字版・テープ版・デージー版)を毎月発行しています。

東京都生活文化局広報広聴部広報課 ☎5388-3093

区議会だより点字版 声の区議会だより

区議会事務局議会広報担当…………… ☎3578-2920
FAX3578-2932

区内在住の身体障害者手帳1～4級程度の視覚障害者で、希望する人に「区議会だより点字版」と「声の区議会だより」を発行し、無料で郵送しています。

なお、「声の区議会だより」は、毎回聞き終わった後、返送していただく方式です(無料)。

また、声の区議会だより(No.226号から)は、区議会のホームページでもお聞きになることができます。